

水質検査成績書

第 25-14450 号

依頼者 天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地113

天塩町長 吉田 忠 様

2026年 03月 12日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別		浄水		区分				簡易水道	
採水年月日	2026年03月12日	時間	11時15分	天候	前日	曇	当日	雪	
施設名	天塩町簡易水道 (市街地区)								
水源名称	地下水								
採水地点	天塩町川口 天塩町クリーンセンター								
採水者	阿部 憲 慎		所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター					
気温	1.0 °C		水温	3.9 °C		残留塩素	0.4 mg/L		
No.	項目名	結果値	水質基準	検査方法	定量下限値				
01	一般細菌	0	1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-			
02	大腸菌	不検出		検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-			
03	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	<0.03	mg/L	10mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	0.03			
04	鉄及びその化合物	<0.01	mg/L	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	ICP法	0.01			
05	塩化物イオン	28.8	mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	0.2			
06	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	<0.3	mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3			
07	pH値	7.2		5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-			
08	味	異常なし		異常でないこと。	官能法	-			
09	臭気	異常なし		異常でないこと。	官能法	-			
10	色度	<1	度	5度以下であること。	透過光測定法	1			
11	濁度	<0.1	度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1			
		以下余白							
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号 (最終改正 令和7年3月26日)								
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。								
検査期日	2026年 03月 12日 ~ 2026年 03月 19日								
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴 浩								
2026年 03月 19日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号		建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号		札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号		一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	



1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
 2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

水質検査成績書

第 25-14453 号

依頼者 天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地113

天塩町長 吉田 忠 様

2026年 03月 12日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種 別		浄水		区 分		簡易水道			
採水年月日	2026年03月12日	時間	9時39分	天 候	前日	曇	当日	雪	
施 設 名	天塩町簡易水道 (雄信内地区)								
水 源 名 称	地下水 (深井戸水)								
採 水 地 点	天塩町役場 雄信内支所								
採 水 者	阿 部 憲 慎		所 属		一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター				
気 温	0.1 ℃		水 温		5.3 ℃		残留塩素		0.3 mg/L
No.	項 目 名	結 果 値		水 質 基 準		検 査 方 法		定 量 下 限 値	
01	一般細菌	0	1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。		標準寒天培地法		-	
02	大腸菌	不検出		検出されないこと。		特定酵素基質培地法		-	
03	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	<0.03	mg/L	10mg/L以下であること。		イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)		0.03	
04	鉄及びその化合物	<0.01	mg/L	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。		ICP法		0.01	
05	塩化物イオン	18.6	mg/L	200mg/L以下であること。		イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)		0.2	
06	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.5	mg/L	3mg/L以下であること。		全有機炭素計測定法		0.3	
07	pH値	7.6		5.8以上8.6以下であること。		ガラス電極法		-	
08	味	異常なし		異常でないこと。		官能法		-	
09	臭気	異常なし		異常でないこと。		官能法		-	
10	色度	<1	度	5度以下であること。		透過光測定法		1	
11	濁度	<0.1	度	2度以下であること。		積分球式光電光度法		0.1	
		以下余白							
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号 (最終改正 令和7年3月26日)								
判 定	上記の検査項目については水質基準に適合する。								
検 査 期 日	2026年 03月 12日 ~ 2026年 03月 19日								
検 査 責 任 者	試験検査部部长 横山 貴 浩								
 2026年 03月 19日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター							

1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
 2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

